

彦根長浜都市計画地区計画の変更（米原市決定）

都市計画高溝六味古地区地区計画を次のように変更する。

名 称	高溝六味古地区地区計画
位 置	米原市高溝字六味古 7番1外
面 積	約 0.3 ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	<p>本地区は、JR坂田駅の北東約 1.6 kmに位置し、県道東上坂近江線に面する、既存の住宅地と雑種地からなる地区である。県道を挟んで南側にある既存集落の外縁にあり、地区の東、西、北側は農地に囲まれている。</p> <p>本地区が属する高溝自治会は、過去 10 年の間、人口は一定の増加があり、高齢化率は現状維持されているものの、今後は人口減少と高齢化の進行が予測されるため、若者世帯の定住に寄与する優良な住宅地の確保が求められている。</p> <p>本地区計画では、無秩序な開発を防止し、周辺の田園風景や自然環境と調和した良質な宅地を供給することによって、既存集落のコミュニティの維持増進に寄与することを目標とする。</p>
土地利用の方針	周辺の田園風景や自然環境、既存集落との調和を図りつつ、優良な低層住宅地としての土地利用を行い、その維持保全を図る。
建築物等の整備方針	<p>(1) 良好な低層住宅地としての環境を保全するため、建築物の用途および建築物の壁面の位置を制限するとともに、建蔽率、容積率および建築物の高さの最高限度を定める。</p> <p>(2) 敷地細分化等による居住環境の悪化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p>



地区整備計画	地区の区分	区分の名称 高溝六味古地区
	地区の区分	区分の面積 約 0.3 ha
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(い)の項第1号(長屋は除く。)、同項第2号および同表(ろ)の項第2号に規定する建築物 (2) 前号の建築物に付属するもの
	建築物の容積率の最高限度	10分の10
	建築物の建蔽率の最高限度	10分の6
	建築物の敷地面積の最低限度	200 m <sup>2</sup> (隅切した敷地は 180 m <sup>2</sup> )
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線または隣地境界線までの距離を 1.0m以上とする。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物または建築物の部分が建築基準法施行令第135条の22各号のいずれかに該当する場合は除く。
	建築物の高さの最高限度	10m
	建築物の各部分の高さ (北側斜線)	当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5 mを加えたもの以下とする。

※建築基準法第3条第2項の規定により「建築物の用途の制限」、「建築物の容積率の最高限度」、「建築物の建蔽率の最高限度」、「建築物の壁面の位置の制限」、「建築物の高さの最高限度」または「建築物の各部分の高さ（北側斜線）」の規定の適用を受けない建築物について、増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替えをする場合においては、建築基準法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、上記各事項の規定は適用しない。ただし、建築物の用途の制限については、米原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に定める範囲内とする。

「区域は計画図表示のとおり」

理由 別紙のとおり



別紙

## 地 区 計 画 理 由 書

本地区は、JR坂田駅の北東約1.6kmに位置し、県道東上坂近江線に面する、既存の住宅地と雑種地からなる地区です。県道を挟んで南側にある既存集落の外縁にあり、地区の東、西、北側は農地に囲まれています。

本地区が属する高溝自治会は、過去10年の間、人口は一定の増加があり、高齢化率は現状維持されているものの、今後は人口減少と高齢化の進行が予測されるため、若者世帯の定住に寄与する優良な住宅地の確保が求められています。

このたび、地区計画制度を活用して既存集落外縁部に戸建住宅の建築を計画的に誘導することで、地域課題の解決を図るとともに、無秩序な開発を防止し、周辺の田園風景や自然環境と調和した良質な宅地を供給することが期待されます。

また、本市の都市計画マスターplanにおいて、市街化調整区域内の集落地については、自然環境と調和した潤いある地域づくりを基本として、良好な居住環境の保全に努めることとしており、沿道利用調整地については、市街化調整区域の性格に十分留意しながら、地域の実情に応じて、地区計画制度の活用等により、計画的な土地利用を検討することとしています。については、本地区は同計画とも合致した計画であるといえることから、都市計画決定を行うものです。

